

件名	5 陳情第 7 号 瑞穂町弁護士設置条例の制定を求める件
<p><b>【趣 旨】</b>  貴職に対して、弁護士法第 3 条に基づく「委嘱」をして受嘱した弁護士を任用し、訴訟事件の指定代理人に任命して、違法に 3 億 5 0 0 0 万円の公金を支出することが起きないように、瑞穂町弁護士設置条例を制定することを求めます。</p> <p><b>【原 因】</b>  1 2 0 1 3 年に、神奈川県を当事者とする、訴訟物の額約 2 0 億円の訴訟事件が発生し、神奈川県は、弁護士費用 3 億 5 0 0 0 万円を支出しました。  2 青梅市では、青梅市顧問弁護士要綱を設けて、弁護士法第 3 条に基づく弁護士を、年間予算 1 8 0 万円で特別職の職員として選任しています。  3 瑞穂町では弁護士設置条例などを定めていないので、弁護士法第 3 条に基づく「委嘱」ができないので弁護士を選任し、職員として任用していません。</p> <p><b>【理 由】</b>  神奈川県と同様の事件が起きれば、瑞穂町では、3 億 5 0 0 0 万円を支払うことになり、地方自治法第 2 条 1 4 項に規定されている「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことができないから、違法な公金支出となります。これを回避するために、瑞穂町弁護士設置条例を制定し、任用した補助機関である職員としての弁護士を、訴訟事件の指定代理人に任命することが必要です。</p> <p><b>【関係法令】</b>  ① <b>【弁護士法第 3 条（弁護士の職務）</b>  弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。】  ② <b>【弁護士法第 2 4 条（委嘱事項等を行う義務）</b>  弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めるところにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞することができない。  ③ <b>【弁護士職務基本規程第 4 9 条（国選弁護における対価受領等）</b>  弁護士は、国選弁護人に選任された事件について、名目のいかんを問わず、被告人その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。  2 弁護士は、前項の事件について、被告人その他の関係者に対し、その事件の私選弁護人に選任するように働きかけてはならない。】  ④ <b>【地方自治法第 2 条 1 4 項（最少・最大の原則）</b>  地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。】  ⑤ <b>【地方自治法第 1 5 3 条（長の権限の委任）</b>  普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。】  ★ ③の規定は、国選弁護人に関する「対価受領禁止」規定ですが、①に基づく弁護士にも準用されるべきものです。</p>	

※原文のまま掲載しています。